

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例（平成29年12月22日京都市条例第18号）（消防局予防部指導課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により高圧ガス保安法の一部が改正され、同法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務に関する権限が京都府知事から市長に移譲されることに伴い、当該審査等に係る手数料を定める必要があるため、次のとおり京都市消防関係手数料条例の一部を改正し、これらの手数料について定めることとしました。

- 1 高圧ガス保安法に基づく事務について、別表第3に掲げる手数料を徴収することとします。
- 2 高圧ガス保安法に関する規定の新設に伴い、必要な規定整備を行いました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年12月22日

京都市長 門川大作

京都市条例第18号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条本文中「前3条」を「前各条」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(高圧ガス保安法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第3条 高圧ガス保安法(別表第3において「法」という。)の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第3中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同表を別表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条関係)

区 分				単 位	手 数 料
(1)	法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができ	処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができ、るガスの容積をいう。以下この項、次項及び(9)の項において同じ。)が10,000,000立方メートル以上の設備		円 560,000

<p>るように設計したものをいう。以下この項、次項及び（９）の項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をす るものを除く。）</p>	<p>処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の設備</p>	<p>340,000</p>
	<p>処理容積が 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の設備</p>	<p>220,000</p>
	<p>処理容積が 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の設備</p>	<p>140,000</p>
	<p>処理容積が 25,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の設備</p>	<p>110,000</p>
	<p>処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備</p>	<p>86,000</p>

	処理容積が 1, 000 立方メートル以上 5, 000 立方メートル未満の設備		68,000
	処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備		54,000
	処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備		31,000
法第 5 条 第 1 項 第 1 号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の設備	1 件	91,000
	処理容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満の設備		75,000
	処理容積が 1,000,000 立方メートル以上 5,000,		60,000

		000立方メートル未満の設備	
		処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	44,000
		処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	27,000
		処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備	21,000
		処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	16,000
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル	13,000

	ル未満の設備	
	処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	11,000
	処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	7,400
法第 5 条第 1 項第 2 号に該当する者	冷凍能力（1 日当たりの冷凍能力をいう。以下この項、次項及び（9）の項において同じ。）が 3,000 トン以上の設備	110,000
	冷凍能力が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の設備	87,000
	冷凍能力が 300 トン以上 1,000 トン未満の設備	68,000
	冷凍能力が 100 トン以上 300	54,000

			0トン未満の設備		
			冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備		36,000
(2)	法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造	法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移动式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものを除く。）	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合		370,000
			変更後の処理容積		

の方法
の変更
の許可
の申請
に対する
審査

積が変更前の処理容積に比して
1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合

220,000

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して
500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合

150,000

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して
100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合

93,000

変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して

		25,000立方メートル以上 100,000立方メートル未満増加する場合	69,000
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	61,000
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	57,000
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合	39,000

	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合		26,000
	その他の場合		16,000
法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合		65,000
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合		53,000
	変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000	1 件	44,000

		0,000立方メートル未満増加する場合	
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	31,000
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	18,000
		変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	14,000

			<p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合</p>		<p>12,000</p>
			<p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合</p>		<p>9,200</p>
			<p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合</p>		<p>8,200</p>
			<p>変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して 200立方メートル未満増加す</p>		<p>5,100</p>

	る場合	
	その他の場合	3, 200
法第5条 第1項第 2号に該 当する同 項の許可 を受けた 者	変更後の冷凍能 力が変更前の冷 凍能力（当該変 更が設備の全部 又は一部を撤去 し、当該撤去す る設備に代えて 新たに設備を設 置するものでは ある場合にあって は、変更前の冷 凍能力から当該 撤去する設備に 係る冷凍能力を 控除した能力。 以下この項にお いて同じ。）に 比して3, 00 0トン以上増加 する場合	69, 000
	変更後の冷凍能 力が変更前の冷 凍能力に比して 1, 000トン 以上3, 000 トン未満増加す る場合	62, 000

		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 300トン以上 1,000トン 未満増加する場合		55,000
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 100トン以上 300トン未満 増加する場合		38,000
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して 100トン未満 増加する場合		30,000
		その他の場合		16,000
(3)	法第16条第1項の規定に基づく 高压ガスの貯蔵所の設置の許可の申請 に対する審査		1 件	25,000
(4)	法第19条第1 項の規定に基づ く第一種貯蔵所 の位置、構造又は 設備の変更の工 事の許可の申請 に対する審査	変更後の貯蔵容 積が変更前の貯 蔵容積に比して 増加する場合	1 件	14,000
		その他の場合		11,000

(5)	法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	1 件	(1)の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
(6)	法第20条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	1 件	18,750
(7)	法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査		(2)の項に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは

		1 件	<p>設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）</p>
(8)	法第20条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査	1 件	<p>(4)の項に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該</p>

				手数料の額の4分の3に相当する額
(9)	法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするものを除く。)	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	610,000
			処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備	370,000
			処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備	250,000
			処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備	150,000
			処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満	120,000

	の設備	
	処理容積が 5,000 立方メートル以上 25,000 立方メートル未満の設備	95,000
	処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備	75,000
	処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	60,000
	処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	33,000
法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式	処理容積が 10,000,000 立方メートル以上の設備	95,000
	処理容積が 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000	80,000

製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	000立方メートル未満の設備	1 件	
	処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備		64,000
	処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備		47,000
	処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備		31,000
	処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備		22,000
	処理容積が5,000立方メートル以上25,		20,000

	000立方メートル未満の設備	
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	15,000
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	12,000
	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,700
法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者	冷凍能力が3,000トン以上の設備	120,000
	冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備	95,000
	冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備	76,000
	冷凍能力が10	

			0トン以上30 0トン未満の設 備		60,000
			冷凍能力が20 トン以上100 トン未満の設備		42,000
(10)	法第4 4条第 1項に 規定す る容器 検査	温度零下 50度以 下の液化 ガスを充 填するた めの容器	内容積500リ ットルの容器		16,000
			内容積500リ ットル未満の容 器		6,600
		繊維強化 プラスチ ック複合 容器又は 圧縮天然 ガス自動 車燃料装 置用容器 (温度零 下50度 以下の液 化ガスを 充填する ための容 器を除 く。次項 において	内容積150リ ットルを超える 容器(500リ ットル以下のも のに限る。)		320円に内容積 が150リットル から10リットル 又は10リットル に満たない端数を 増すごとに57円 を加えた額
			内容積30リッ トル以上150 リットル以下の 容器		320
			内容積5リット ル以上30リッ トル未満の容器		260
		内容積1リット ル以上5リット ル未満の容器		180	

同じ。)	内容積 1 リットル未満の容器		1 5 0
高強度鋼容器（温度零下 5 0 度以下の液化ガスを充填するための容器，繊維強化プラスチック複合容器及び圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。次項において同じ。）	内容積 3 0 リットルを超える容器（内容積 5 0 リットル以下のものに限る。）	1 個	2 2 0 円に内容積が 3 0 リットルから 1 0 リットル又は 1 0 リットルに満たない端数を増すごとに 4 円を加えた額
	内容積 5 リットル以上 3 0 リットル以下の容器		2 2 0
	内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器		1 6 0
	内容積 1 リットル未満の容器		1 4 0
その他の容器	内容積 5 0 0 リットルの容器		7, 1 0 0
	内容積 1 5 0 リットル以上 5 0 0 リットル未満の容器		8 0 0
	内容積 3 0 リッ		

			トル以上150 リットル未満の 容器	210
			内容積5リット ル以上30リッ トル未満の容器	170
			内容積1リット ル以上5リット ル未満の容器	110
			内容積1リット ル未満の容器	90
(11)	法第4 9条第 1項に 規定す る容器 再検査	温度零下 50度以 下の液化 ガスを充 填するた めの容器	内容積1,00 0リットルを超 える容器	16,000円に 内容積が1,00 0リットルから 1,000リット ル又は1,000 リットルに満た ない端数を増す ごとに1,600 円を加えた額
			内容積500リ ットル以上1, 000リットル 以下の容器	16,000
			内容積500リ ットル未満の容 器	6,600
		繊維強化 プラスチック	320円に内容積 が150リットル	

ック複合 容器又は 圧縮天然 ガス自動 車燃料装 置用容器	内容積 150リ ットルを超える 容器		から 10リットル 又は 10リットル に満たない端数を 増すごとに 57円 を加えた額	
	内容積 30リッ トル以上 150 リットル以下の 容器		320	
	内容積 5リット ル以上 30リッ トル未満の容器		260	
	内容積 1リット ル以上 5リット ル未満の容器		180	
	内容積 1リット ル未満の容器		150	
高強度鋼 容器	内容積 30リッ トルを超える容 器	1 個	220円に内容積 が 30リットルか ら 10リットル又 は 10リットルに 満たない端数を増 すごとに 4円を加 えた額	
			内容積 5リット ル以上 30リッ トル以下の容器	220
			内容積 1リット ル以上 5リット	160

	ル未満の容器	
	内容積 1 リットル未満の容器	140
その他の容器	内容積 1,000 リットルを超える容器	7,100円に内容積が1,000リットルから1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額
	内容積 500 リットル以上 1,000 リットル以下の容器	7,100
	内容積 150 リットル以上 500 リットル未満の容器	800
	内容積 30 リットル以上 150 リットル未満の容器	210
	内容積 5 リットル以上 30 リットル未満の容器	170
	内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	110
	内容積 1 リットル	90

			ル未満の容器		
(12)	法第4 9条の 2第1 項に規 定する 附属品 検査	圧縮天然 ガス自動 車燃料装 置用容 器, 圧縮 水素自動 車燃料装 置用容器	内容積150リ ットル以上50 0リットル以下 の容器	1 個	3 1
		又は圧縮 水素運送 自動車用 容器に装 置される 附属品	内容積150リ ットル未満の容 器		2 4
		その他の 容器に装 置される 附属品	内容積500リ ットルの容器		5 4 0
			内容積500リ ットル未満の容 器		2 1
(13)	法第4 9条の 4第1 項に規 定する 附属品 再検査	圧縮天然 ガス自動 車燃料装 置用容 器, 圧縮 水素自動 車燃料装	内容積150リ ットル以上の容 器		3 1

	置用容器 又は圧縮 水素運送 自動車用 容器に装 置される 附属品	内容積150リ ットル未満の容 器	1 個	24
	その他の 容器に装 置される 附属品	内容積1,00 0リットル以上 の容器		1,100
		内容積500リ ットル以上1, 000リットル 未満の容器		540
		内容積500リ ットル未満の容 器		21
(14)	法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査		1 件	16,000
(15)	法第54条第2項に規定する容器（内容積500リットル以下のものに限る。）に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等		1 個	1,400

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)